

事務連絡
令和8年8月10日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当課長 殿
各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿
国設専用水道の設置者 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室専門官

地下占用物等連絡会議等における水道事業者等から道路管理者へ提出する様式について

先般、国土交通省道路局より道路管理者宛てに「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」（令和8年7月27日付け事務連絡。以下、「事務連絡」という。）が発出されたところですが、地下占用物等連絡会議等において水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者から道路管理者へ提出が必要となる様式について、下記のとおり補足します。なお、本内容については、国土交通省道路局と調整を行ったものである旨申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 水道施設の巡視・点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を道路管理者に対して報告するときは、別記様式1とともに報告する。
2. 事務連絡における、「異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断」された箇所とは、水道施設の巡視・点検等の結果、漏水が発覚した箇所や水道施設を原因とする道路陥没、舗装のひび割れ、不同沈下及び鉄蓋のズレやガタツキ等が認められたもののうち、修繕等の措置を実施する必要があると判定された箇所をいい、道路に影響を与えず、かつ経過観察等を行うような軽微な異状は含めない。これらの箇所のうち、「修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するもの」については、点検等の結果及び別記様式1と併せて、該当箇所毎に別記様式2によって報告する。

3. また、別記様式2による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、別記様式3によって事前に報告する。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水道計画指導室

担 当：関、水野

電 話：03-5253-8111（内線 34415）

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp